第二編 平成22年度の主な税の概況

1.市町村民税

(1) 納税義務者

個人及び法人の納税義務者数の推移は、2-1-1表及び2-1-1図のとおりである。

平成 22年度の個人の納税義務者数は、17年度と比べ、均等割は1.1倍で、前年度と比較すると0.69%の減となっている。所得割については、17年度と比べると 1.1倍で、前年度と比較すると17.53%の増となっている。

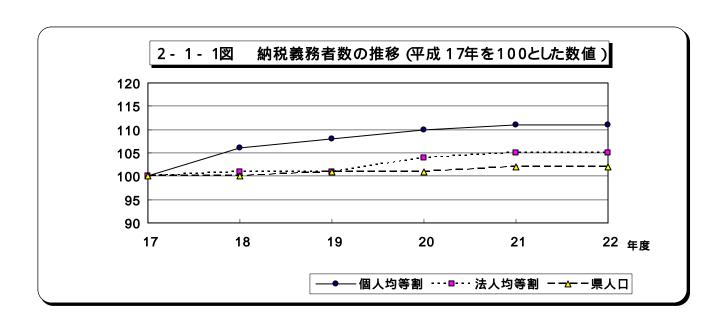
22年度の法人の納税義務者数は、17年度と比べ、均等割が1.04倍、法人税割1·06倍という伸びを示しているが、前年度との比較では、均等割0.50%減、法人税割0.18%減とともに減少した。

2-1-1表 納税義務者数の推移(課税状況等の調」第1表,第2表)

(単位:人)

区分		1年度	18年度	19年度	20年度	2年度	22年度
個	均等割	2,715,137	2,885,664	2,933,618	2,984,829	3,014,236	2,993,524
	선권리	(100)	(106)	(108)	(110)	(111)	(110)
	所得割	2,546,892	2,718,888	2,763,428	2,812,797	2,389,234	2,807,957
人	디마리	(100)	(107)	(109)	(110)	(94)	(110)
法	均等割	142 252	143,412	144,307	148 200	148,445	147,698
	3 3 43	(100)	(101)	(101)	(104)	(104)	(104)
	法人税割	137 211	140,610	141 208	144,632	146,176	145,913
人	スクへがいらり	(100)	(102)	(103)	(105)	(107)	(106)
参考	県人口	6,006,996	6,022,411	6,035,343	6,085,457	6,116,967	6,124,453
1	ボハロ	(100)	(100)	(100)	(101)	(102)	(102)

- (注) 1. ()内は17年度を100とした場合の指数である。
 - 2. 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。
 - 3. 均等割を納める法人には,法人でない社団等を含む。
 - 4. 県人口は、当該年度の前年12月末の住民基本台帳人口である。



(2) 総所得金額等

総所得金額等の推移は2-1-2表及び2-1-2(1)、(2)図のとおりである。

平成22年度における総所得金額等は、17年度と比べて1.01倍、課税標準額については0.99倍、また、所得割額は、 税源移譲及び定率減税の廃止の影響により1.28倍の増加となった。

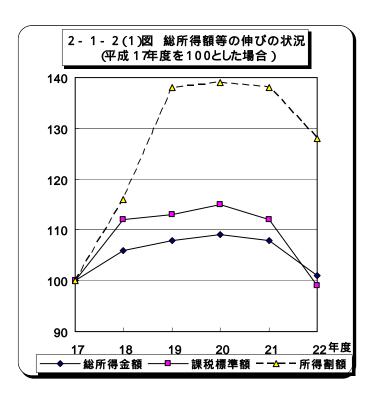
しかし、前年度と比較すると、総所得金額等は - 5.31%、課税標準額は - 7.04%、所得割額についても - 8.47%といずれも減少した。

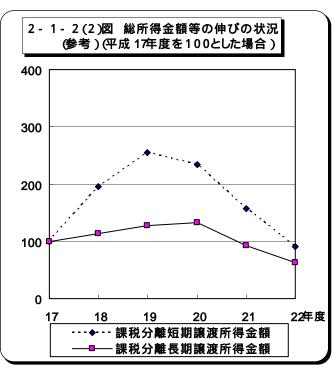
2-1-2表 総所得金額等、課税標準額及び所得割額の推移(課税状況等の調べ」第12表・第58表・第59表)

(単位:千円)

X	区分		18年度	19年度	20年度	2年度	22年度
総所得金額等		9,547,059,213	9,961,118,748	10,134,276,258	10 266 322 951	10,167,873,791	9,628,298,709
		(100)	(104)	(106)	(108)	(107)	(101)
課税標準額 所得割額		6,396,496,779	6,769,166,111	6 884 935 666	6,961,289,325	6 821 941 971	6,341,723,794
		(100)	(106)	(108)	(109)	(107)	(99)
		285 598 491	301,720,325	331,798,570	395,039,630	397,933,407	364 241 308
		(100)	(106)	(116)	(138)	(139)	(128)
	課税分離短期	1,466,702	2,863,716	3,738,713	3,431,297	2,300,552	1,324,059
	譲渡所得金額	(100)	(195)	(255)	(234)	(157)	(90)
	同上分算出税	59,259	59 259	82,846	166,910	194,165	67,967
参考	額	(100)	(100)	(140)	(282)	(328)	(115)
9 5	課税分離長期	168,649,778	189,750,633	216,545,766	223,146,693	157 204 026	105 ,456 ,771
	譲渡所得金額	(100)	(113)	(128)	(132)	(93)	(63)
	同上分算出税	5,570,125	6,308,539	6,356,336	6,356,336	4,609,898	3,076,348
	額	(100)	(113)	(114)	(114)	(83)	(55)

(注)()内は17年度を100とした指数である.





(3) 所得者区分ごとの納税義務者等

個人の市町村民税における所得者区分ごとの納税義務者数、税額は2-1-3表及び2-1-4表のとおりである。

ア 均等割 (2-1-3表)

対前年度比をみると、納税義務者数、均等割額共に、その他の所得者以外は減少した。

イ 所得割 (2-1-4表)

対前年度比をみると 納税義務者数はその他の所得者以外は減少 し 所得割額は、すべての区分で減少した。

2-1-3表 均等割を納める納税義務者数,均等割額(課税状況等の調べ」第2表)

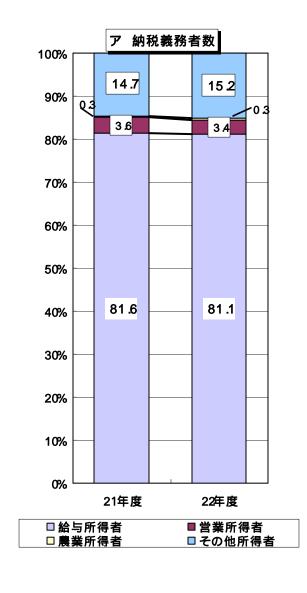
区分	納税義務者数					均等割額					
	2年度	22年度	対前年	 構成比 (%)		2年度	22年度		構成比	比(%)	
所得者区分	(人)	(人)	度比	21	22	仟円)	仟円)	度比	21	22	
給与所得者	2,400,469	2,370,940	988	802	792	7 201 407	7,112,820	988	802	792	
営業所得者	118,942	112,759	948	40	38	356,826	338 277	948	40	38	
農業所得者	11,822	10,798	913	04	04	35,466	32,394	913	0.4	0.4	
その他の所得者	464,396	480,750	1035	155	16.1	1,393,206	1,442,250	1035	155	16.1	
家屋敷等のみ	18,607	18,277	982	06	06	55,821	54,831	982	06	90	
計	3,014,236	2,993,524	993	100.7	100Ω	9,042,726	8,980,572	993	1007	100 0	

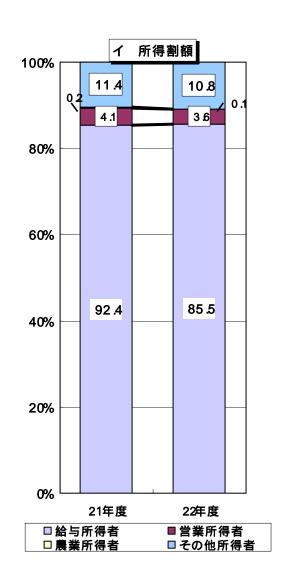
2-1-4表 所得割を納める納税義務者数,所得割額(課税状況等の調べ」第2表)

区分		納税義				所得割額					
	2年度	22年度	対前年	構成	比(%)	2年度	22年度		構成比	上(%)	
所得者区分	(人)	(人)	度比	21	22	仟円)	仟円)	度比	21	22	
給与所得者	2,311,802	2,276,971	985	816	81.1	336 602 833	311,322,277	925	92.4	85.5	
営業所得者	102,328	95,760	936	36	34	14,852,862	13,212,366	890	4.1	36	
農業所得者	8,406	7,382	878	03	03	650,332	542,155	83.4	02	0.1	
その他の所得者	416,698	427,844	1027	147	152	41 ,404 ,485	39,167,353	946	11.4	108	
計	2,834,234	2,807,957	99.1	1002	1000	393,010,512	364,244,151	927	1080	100 🛭	

また、構成比については、2-1-4図に示すとおりであり、納税義務者数、所得割額共に給与所得者の占める割合が高く、平成22年度においては、納税義務者数の81.1%、所得割額の85.5%が給与所得者である。前年度と比較すると、納税義務者数、所得割額共に給与所得者の割合が減っているといえる。

2-1-4図 所得者区分ごとの所得割を納める納税義務者数及び所得割額の構成比





(4) その他

1人当たりの所得割額等の推移は、2-1-5表及び2-1-5図のとおりである。 平成22年度は、納税義務者1人当たりの所得割額は6.8%減少し、人口1人当たりの所得割額も7.9%減少した。

2-1-5表 1人当たりの所得割額等の推移(課税状況等の調」第2表)

(単位:円,人)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
納税義務者 1人当たりの所	118,466	114,983	134,660	133,319	130,551	121,677
得割額	(100)	(97)	(114)	(113)	(110)	(103)
人口 1人当たりの所得割額	50,100	54,976	65 225	65,391	64,331	59,261
人口「人当たりの所特別領	(100)	(110)	(130)	(131)	(128)	(118)
人口 1,000人当たりの所	423	450	456	462	464	457
得割納税義務者数	(100)	(106)	(108)	(109)	(110)	(108)
県人口	6,022,411	6,035,343	6,056,599	6,085,457	6,116,967	6,146,418
(前年12月末)	(100)	(100)	(101)	(101)	(102)	(102)

注) ()内は1年度を100とした場合の指数である。

恒久減税後に納税義務のある者を対象としている。

